

忘却を伴う統合／継承を伴う包摂

——戦後日本と引揚者問題——

安岡 健一

はじめに

今年、発生後10年を迎える東日本大震災では、1万5千人以上が亡くなり、一時は約47万人が避難を強いられた。既存の賃貸住宅の活用を含め応急仮設住宅約14万戸が提供され、いまでは、より安定的な災害公営住宅の提供がすすめられている。さまざまな葛藤を含みつつ「復興」が続くなか、コロナ禍という新たな危機に私たちは直面している。人が始め、人が終わらせる戦争と災害とは大きく異なるが、そこに生じる犠牲へのむきあい方に、社会の性格があらわれるのではないかと問うならば、共通する面もある。75年を超える日本の「戦後」は、どのように過去の犠牲の意味を規定し、そのことにより変わってきた時代だったのか。本稿では引揚者問題を事例として、引揚者という存在の包摂と排除という二区分だけでは捉えることが難しい、戦後日本における戦争犠牲者の位置を歴史的に捉えてみたい。

東西冷戦の終結以後、戦争経験やマイノリティに関する研究は大きな広がりを見せた。引揚研究も

2000年代以後に急速に進んだ。同時に、戦後史に関する研究も、いまでは1970年代をその射程に十分に入れ、さらにその先を見通しつつある。あと数年で社会的な論点となるのがほぼ確実な「昭和100年」を前に、現代史の議論をすすめることは急務である。戦後史は、どのように帝国の歴史とつながるのか、かつての連続と断絶をめぐる議論を越えていく必要がある。引揚を軸として、杉原達がいう〈帝国の痕跡から現代史を照射すること〉をめざしたい。

今回中心的な対象とする引揚について、ここでの捉え方を簡潔に確認する。帝国日本の崩壊によって生じた人の移動は、じつに多種多様である。複雑多岐にわたる人の動線のうち、戦後日本への約320万人の「日本人」の帰還が「引揚」と呼ばれており、ここでもそのように使用しているが、この用語自体が持つ、ナショナリスティックな制約には留意しておく必要がある。引揚とは呼ばれない、さまざまな移動が、同じ事象を構成していた。

引揚に関して多くの成果が蓄積されてきたが、視座を明確にするために必要な、近年の大きな達成をひとつだけ参照しておきたい。加藤聖文による『海外引揚の研究』（岩波書店、2020年）は、引揚に関する政治過程と国際関係を徹底的に精査し、「強制移動」としての引揚過程と地域ごとの多様な実態を明らかにした。同研究の示した引揚問題と引揚者問題の区別をここでも引き継ぎたい。そして加藤は、戦後日本という国民国家における「忘却」を引揚者問題から考えるために、引揚者による歴史編纂や記念碑などに注目し、戦後日本への影響のさらなる分析の必要性を提起した。

本稿では、引揚者問題が、どのように社会的に忘却されることが可能になったのかを考える。忘却を捉えるとは、想起のあり方を考察することである。対象とする時期は、集団的な引揚が終結した1950年代から、中国残留日本人の帰国が社会的課題となる1970年代以後の間という、引揚空白期である。この高度成長と重なる時期における地域社会と国の政策の両面から問題を捉えてみたい。

第一に、地域における想起を検討する手がかりとして、大都市における引揚者を対象とし、高度成長期の変化のなかで引揚者がどのように捉えられたの

かをみる。帝国の崩壊後、援護すべき主な対象の一つであった引揚者の社会的位置がいかに変化したかを、身の置き所である住宅に着目して大阪を例に検討する。引揚者が困難を抱えつつも経済的復興の過程で自立をとげていく例はこれまでも明らかにされてきたが、これに加えて、高度成長が生み出した新たな人の移動を重ねると、どのようにみえるのか考えてみたい。引揚者を戦後の難民と位置づけた最初の研究といえる、道場親信が戦後開拓地に注目して捉えた、開発に抗する闘争をめぐる主題を、都市も含めて動態的に捉え直すことを意識している。

第二に、脱植民地化と引揚者問題とのかかわりという問題意識から、引揚者問題を想起するあり方が、どのように政治的に規定されたかをみる。ここでは、1960年代における戦後処理、とくに在外財産補償問題の政治的解決過程を取り上げ、引揚者がどのように政府に位置づけられ、措置を得たのかを検討する。戦後日本において、民間人戦災者は、それ独自の救済をまったく受けていない。例外は、被爆者と引揚者である。被爆者はその傷が与え続ける影響が根拠とされたが、引揚者はどうだろうか。民間人のなかで引揚者は、1950年代・60年代と2度の立法措置を受けた特殊な存在であるが、そうなったのはなぜだろうか。

引揚者の位置づけは、戦後日本が公的に植民地等での経験をどのように位置づけたかということと大きく重なる。植民地責任という問題意識の高まる現在、その論理を確認しておくことには意義がある。引揚者に対する50年代の最初の措置では、引揚者という「人」に対する措置が行われた。すなわち、敗戦により全生活基盤を喪失し、戦後の日本社会で困難な状態に置かれていることが措置の根拠とされ、つまり在外財産の補償という「物」の問題については踏み込まれなかった。では、2度目となる60年代の措置はなぜ可能になったのか。先取りして述べておくと、引揚者の財産喪失を特別な出来事として政府が措置する際には、引揚者の喪失した外地での「生活」がキーワードとなっていた。

今日、この問題は二つの面から重要になる。一つは浅野豊美が明らかにしてきたように、2度目の措置を実施するにいたる過程が、日韓国交正常化の時

期と交差していたという面である。もう一つが、政府が引揚者の犠牲を「特別」であると位置づけて交付金の支給をはじめた直後に、裁判所では、引揚者の犠牲は国民一般と比べて特別ではないとして国による補償の義務を否定する、いわゆる「戦争被害受忍論」と呼ばれる考え方を採用したことがある。この考え方が、直野章子をはじめとして多くの研究者や法律関係者・実践家が詳細に批判してきたように、他のさまざまな戦後補償問題に波及してきた経緯がある。戦争被害受忍論が生まれた時代の文脈を明らかにし、相対化することも併せてめざしたい。

想起を問う方法は他にもいろいろとあるに違いないが、ここでは個別の地域をみるだけでもわからず、国の政策をみるだけでも捉えられない時代の変化を捉えようとする。ひとつの「問題」を通じて歴史をみることで、地域社会の歴史について調べ学ぶことと、帝国をめぐる議論を架橋できる可能性がある。以下では、それぞれの課題に対応させ、全体を二つに分けて報告する。

I 地域社会における引揚者問題

1 上陸から定着へ

まず、引揚者が戦後日本社会に帰還するまでをみていきたい。加藤が示したように、引揚の態様は、地域によって大きく異なる。引揚げることができず、亡くなった人は22万人を超える。引揚が大きな犠牲とされるゆえんである。その犠牲は、上陸に至る直前まで、つまり引揚船という移動の過程でも続いていた。当時の記録が「引揚船のすべてが殆ど病院船の観を呈した」とするように、栄養不足と船内の衛生状況の悪化が、感染症の流行と重なった。

各種の感染症の流行は引揚の遂行に大きく影響し、日本到着後も沿岸部での隔離期間が必要とされ、上陸後には入念に検疫が実施された。さらに、検疫という名目で、性暴力被害を受けた結果妊娠した女性には、強制的に堕胎措置が講じられた。強制移動が、その内側に存在そのものを否定する選別を組み込んでいた。

引揚者たちは、上陸地で持参金を交換し、応急援護として現金と援護物資を得て、それぞれの場所へと向かった。引揚者たちは、どこに向かったのだら

うか。引揚者を受け入れる日本社会の側も、とくに都市部は大規模な破壊にさらされていた。強制疎開と空襲を併せると、戦争によって失われた住宅は約300万戸、総戸数の2割以上に達し、家屋を失った人は1000万人に上った。引揚者らの需要を加えると、420万戸の住宅が不足していたとされる。敗戦直後に政府が定めた要綱は、30万戸の簡易住宅緊急建設を定めたが、そこでは「極力罹災者各自ノ自力建設ニ依ル」とされていた。

物資が絶対的に欠乏するなか、自力で可能なことは、非住居や親族等の下に身を寄せるほかなかった。多くの引揚者が相住を選択したということは、普通の人びとの普通の家庭こそが、引揚の巨大なインパクトを受け止めた最大の場合だったことを意味する。しかし一時は生家や近親者の家に寄留できたとしても、そのまま長く滞在した人は多くはなかろう。国境を越えたとしても、引揚者の生は安定からほど遠く、移動がくり返されていた。

引揚者を受け入れる際、その行先として、非都市部としては戦後開拓地への入植や、戦時労働動員による労働者を失ったために機能不全が危惧された炭鉱に増設された住宅への入居がみられる。戦後開拓は全員の引揚が決まる前から始まっており、行政は当初、引揚者を送出地に戻す可能性を考えていたが、のちに開拓地を受け皿とするように切り替えていった。都市部では、のちにみるような引揚者収容施設だけでは到底不足しており、壕倉等でなく、路地にその身をさらすことになった人も数多くある。余裕住宅の解放が呼びかけられたが、それに応えることができた層はほとんどなかったといってよい。

身の置き所のない人びとに対して、政府は引揚者向住宅の建設に取り組んだが、戦後20年間で提供された数は12万戸にすぎない。本報告は、ここで供給された建造物の帯びる象徴的な意味に着目するのであるが、全体として完全に不足していたことは疑う余地がない。生業資金の供給などもみられるものの、戦後日本への定着において「自助」が貫徹された面は重要であろう。

こうした状況を引揚者はただ受容していたわけではない。日本各地で引揚者団体が、引揚元の地域別や職域別で結成され、全国団体も結成された。そこ

では、引揚者という持たざる者に対する「差別」への抵抗があり、なかでもその主張は、戦争犠牲の均分化に重点をおいていた。ごく一部に実力行使で学校校舎を占拠する例などもみられたように住宅への願いは強かった。専門家や行政職員、労働組合とともに引揚者の全国組織が住宅復興会議を構成したことはその現れで、自分たちの身の置き場を強く求めている。

2 戦災都市・大阪における引揚者の場所

(1) 大阪と戦争災害

以上のような素描をふまえ、地域社会へと目を転じていきたい。ここで対象とする大阪は、戦争による大規模な人の移動と喪失を経験した地域である。大阪市の人口は、アジア・太平洋戦争開戦前の1940年10月に325万人に上っていたが、1945年2月末には212万人に減少していた。企業整備などによって、100万人以上が空襲の本格化以前に都市を離れている。ここに、無差別爆撃が加えられた。「最も燃えやすい都市」ともいわれた大阪への空襲は、1945年1月からはじまり、3月と6月の空襲は、とくに区別して「大空襲」と呼ばれる。その結果、敗戦直後の人口は111万人とさらに半減していた。現在にいたるも空襲犠牲者数は公的に確定した数を持たない。犠牲者を数えないこと自体が政治的行為であろう。

区によっては総面積の90%以上が焼失するなど、徹底した破壊から大阪の戦後ははじまる。広大な戦災面積を踏まえた区画整理が計画されて、都市の構成は曲折を経て変わってゆく。局所的に発生した「闇市」は、翌年に規制されるまで、短期間であったが戦後空間のイメージを規定した。戦前に建設された授産場や市民館など社会事業施設の多くが戦災にあい、受け皿が乏しいなかで戦災跡地・河川敷などにはバラック等の設置がすすみ、市内各地に「不法占拠」が見られるようになった。戦後も、瓦礫が街に残り続けている。戦争が終わって4年が経過しても焼け跡に瓦礫が残るなか、さらに台風など天災も重なり安定には程遠い状態であった。

(2) 引揚者の場所の形成

この戦災復興をめざす社会に引揚者たちが合流す

る。府全体の数値にはなるが、1947年には引揚者は8万人を超えた。このうち、住宅を求める者は5千世帯を超え、その時点で行政が収容しえたのは3分の1にも満たない。施設に入居できていない人がほとんどなので、大半は相住を選び、バラック等を選ばざるをえなかった人もいた。どのようにして、引揚者たちは用意された場所へとたどり着くことができたのだろうか。大阪では戦災直後から戦災者に対処する動きがみられ、それが戦後の戦災者・引揚者援護に流用されている。

引揚者の公的施設への収容等、引揚援護専門機関として、1946年に大阪駅前府立の大阪府引揚同胞援護館が設置された。ここが援護関係団体の共同事務所となり、大阪市による満洲移民向けの相談所も設置された。引揚者に対して短期宿泊を提供すると同時に、援護施設入所など生活全般の斡旋、在外資産報告書の作成支援等もなされた。この施設は、1947年の関西巡幸の際に天皇が訪問する施設となった。天皇が慰めの言葉をかけ、引揚者がそれに感涙で応じるという場面は、各地の巡幸で同じ型が反復されており、メディア・イベントであるとともに、当事者にとっての再起の「物語」の型を提供した。1950年には施設の規模を大きく縮小し、大阪市の南部・天王寺に移転した。

引揚者の定着斡旋先としては、大阪府内外への緊急入植もわずかながらみられるが、それよりは市内・府内各地に応急で建築された簡易住宅、既存建物(接收されなかった旧軍施設・学校等)の転用によって対処している。敗戦直後に設置された最初期の応急施設は、わずか2、3年後に絵入れ替えのようにまた別の施設となっており、引揚者の移動がくり返された様子がうかがえる。提供された引揚者住宅数は、1953年までに約2千世帯分だった。敗戦直後の時期に加え、1952年に中国からの集団帰国者を受け入れる際には新たに引揚者住宅が建設されるなどしている。

また、府による引揚者専門収容施設以外の、生活困窮者を対象とする施設にも引揚者は収容されている。その一つの施設を取り上げてみよう。1953年に、単身青年の更生施設「関目学園」利用者の来歴を、職員がまとめた資料がある。なぜ更生を必要とする

に至ったのかの原因を分類しているのだが、その基準が統一されておらず乱雑であることが、かえってこの時代の多様な困窮を示す資料となっている。引揚・戦災・復員といった、敗戦を理由とするものや、企業整備による失業、また疾病や家庭不和など、さまざまな困難が入り混じり、救済を求めていることがわかる。引揚者であるということも、困窮の理由の一つと認識されていた。このとき、援護する側は自分たちの直面する困窮者の問題に、戦争と帝国の解体の影響がどのようにかかわっているかを認識していた。

3 高度成長期における引揚者の場所の変貌

(1) 高度成長期の大阪

困窮した人びとが救済を求める状況は、敗戦直後の状態から高度成長期にどのように変化したのだろうか。都会地転入規制の解除以前から、多くの人が大阪に流入をはじめた。朝鮮戦争による「特需」を経て、高度成長を経験する京阪神地域は、周辺地域から数多くの人の流入を経験する。これらの人びとは、集団就職により来阪した中卒者のように制度的な調整を経てたどり着いた人だけではなく、高度成長が生み出した新たな流入者・困窮者も少なくない。

1961年、大阪市民政局による全市調査では、問題のある地区をあぶりだすための指標として貧困者・児童・高齢者・障害/疾病者の存在に焦点を合わせており、そこで戦争犠牲者という独自のカテゴリーは存在しない。法制度との関係もあり、高度成長期における援護の視点では、戦争犠牲者が問題の原因として調査対象になることなく、後景化していった。

(2) 高度成長期の引揚者と住宅行政

引揚者等収容施設は、設置後10年を待たずに耐久性に問題が生じていた。1950年代後半になると、敗戦直後の応急施設から、困難を抱える人全般のために向けた「公営住宅」への移転が政策課題となる。これら一連の過程は、「疎開」という言葉が充てられている。

引揚者たちは、自分たちを再度動かし、収容する方に直面し、どうしたのだろうか。府営の大淀住宅という、大阪市内のある引揚者住居に暮らす人たちが、疎開を迫られた際に提出した『嘆願書』(1957年)

をみてみよう。

「大阪府引揚者大淀住宅三十二戸は、昭和二十六年七月新築され、私共は当時入居許可を受け、今日まで満六ヶ年間引続き居住して居りますが、この以前は大阪府海外引揚者援護会が昭和二十一年頃現住宅に隣接する土地に引揚援護措置の為に建設された、バラック式住宅に居住して居り」とあるように、ここでも、当初、応急住宅＝バラックに入居していた人が移転していった例である。それが、後半部にあるように「十余年間を通じ引揚者として、極めて、不利な条件下に在りながら終戦後の苦難を克服して、今日を築き上げ私共にとつては永久に忘れる事の出来ない居住地であります。今後もこの土地、この家を生涯の生活の根拠と致したい」として払下げを要求している。市の行政はこれを拒否し、引揚者の疎開は「遅くとも昭和40年度までには完了」することがめざされた。

実際には、計画どおりにことはすすまなかった。1964年の「引揚者収容施設処分方針について」にみられるように、行政としては、戦後の木造平屋建の施設を維持するのはあまりに非効率なため、不燃化・高層化を伴う土地の高度利用をめざしていた。1963年以後は、引揚者入居用とされてきた木造の公営住宅は建造されなくなり、変わって炭鉱離職者や引揚者、母子家庭、身体障害者および経済的困窮者を受け入れるための府営福祉住宅を建設し、引揚者を疎開させていった。

疎開の遅れが明らかになっている1967年、福祉課第二係の作成した資料には、「戦後20数年を経過した現在入居者も社会的、経済的に自立更生しているところからこの業務が援護施策として民生部に残存していることに疑問」を抱くまでになっている。同年末に引揚者収容施設はかつての3分の1となり、居住者は10分の1程度まで減少していた。他方で、同じ1967年、大阪市内の公園・河川敷等には、なお「不法占拠」8000世帯が存在していたことを考えると、敗戦直後の引揚者問題がもった社会問題としての比重の変化は明らかであろう。経済成長により引揚者が自立していった面とあわせて、高度成長期によって移動する層を含む新たな貧困が深刻化していた面が重要である。

疎開せずに施設に留まった場合、周辺住民と軋轢が生じた場合もある。もともと狭小設備であったことから、住居を増築する人がでてくると、引揚者だけがなぜ例外扱いされ、優遇されるのかという感情が地域から寄せられた。住宅難のなか、一般人の公的住宅入居も常に困難であった。経済環境の変化や、周辺との軋轢など、さまざまな事情を背景に、引揚者はまた別の場所へと移動していき、見えなくなっていた。こうして、日常の都市空間から引揚者のみに結びつく場所が（実質的に）消えていった。

(3) 引揚者・戦災当事者／援護団体から福祉事業へ

最後に、この時代の変化のなかで、引揚者当事者や、戦災者援護施設がどのような対応をみせたかを二つ事例をあげてみておきたい。

一つは満洲引揚開拓民の当事者団体である大阪自興会である。大阪の満洲引揚者によるこの団体は、引揚げ直後から活動を開始し、1952年に財団法人大阪府開拓民自興会から社会福祉法人大阪自興会に改組している。当初は、この社会福祉法人の活動として、日雇労働者など不安定雇用を生きる人のための宿泊施設として、「自興寮」を設置運営した。しかし、1960年代には施設利用の需要が低減したことから、1972年には重度身体障害者授産施設を設置し、本格的に福祉事業に乗り出す。自興会は福祉事業の担い手であると同時に引揚者団体としての性質も維持した。引揚満洲開拓民の連絡センターの役割を果たしつつ残留日本人が帰国する際にはその支援を行うなど、社会変化にあわせて姿を変えていった。

もう一つは、戦災者援護団体からの展開例である。大阪福祉事業財団は、戦災援護会と軍人援護会が統合されてできた同胞援護会を承継した団体である。大阪の同胞援護会は、1950年に大阪福祉事業財団に改称し、1952年に社会福祉法人に改組した。母子寮などさまざまな施設を運営しているが、その中核的な施設として、関目学園がある。戦時期の徴用工のための施設を転用するなどし、生活困窮者・戦災者・引揚者支援にあたってきた。この団体も1960年代に住宅提供・子ども・高齢者福祉へと事業を展開し、大阪の福祉における重要な役割を担った。

1960年代になると、商業高層ビルの建築や都市高速道路や大規模地下駐車場の建設が、超巨大事業で

ある万博に関連して進み、引揚者施設だけでなく、このころまで残っていた戦争の痕跡も、急速に整備がすすみ都市の景観が変わった。また、周辺部の開発がすすみ、都市の領域自体が変わり、多くの過去の痕跡は物理的に「清算」されていった。

II 引揚者問題と「戦後処理」

1 第3次在外財産問題審議会の設置

ここまで、高度成長期の都市における引揚者問題をみてきた。地域では引揚者収容施設からの疎開が進み、戦争の痕跡が見えなくなるのと同じ1960年代に、引揚をめぐる過去がどのように政治課題となり、引揚者がどのように位置づけられたのかを、在外財産をめぐる問題からみていきたい。そこに、1960年代という時代の個性も確認できる。

周知のとおり、独立回復後には戦没者遺族を筆頭に遺族に対する措置を求める動きが高まった。関連して、そのほかの戦争犠牲者の活動も盛んとなり、55年には被爆者による訴訟提起、50年代後半には引揚者の生活援護のための立法がなされた。このころ「過去」の犠牲を補償するべきという声が政治的立場を問わず連鎖的に高まっていた。

戦争中のみならず、戦後占領期も含めて「過去」となっていたことがこの時期の特徴といえよう。この時代の代表的な要求の一つが占領期の被害に対する補償要求の高まりであり、さらに引揚者団体の活動に大きな影響を与えたのは、農地改革で農地を買収された旧地主たちによる失われた農地への補償を求める運動である。1960年前後の農村では、高齢化した地域社会のリーダーたちが、老人クラブの組織化と並行して農地報償運動に邁進する様子が見える。農地問題に関する国の審議会答申が出された1962年に、引揚者の在外財産に対する補償要求が再燃し、引揚者の代議士や、全国団体の活動が活発化してくる。

それを受けて、池田政権期に臨時在外財産問題調査室が設置された。のち、佐藤首相による諮問を受け、在外財産問題に関する審議会が本格的に動きはじめる。以後、答申の起草委員会も入れれば40回以上会合がもたれて、引揚者の在外財産を補償するべきかが議論された。

審議会メンバーは、自らも引揚者である代議士や、引揚者団体の代表が補償を求める立場から参加し、それに研究者が学識経験者として参加したのに加え、大手メディア関係者のほか、実際には過半が大蔵事務次官経験者である民間有識者が、在外財産を補償する法的義務はなく、引揚者への措置は終わっているという立場から参加した。この他、第二次審議会の際に厚生省援護局長を務めたメンバーなども加わった。

審議会では、国に在外財産を補償する法的義務があるかないかを議論することに、大半の時間が費やされ、その論点は多岐にわたった。この審議会ですぐに論点となっていたのは、民間人の在外財産はサンフランシスコ平和条約によって賠償に充てられたのかどうか、また私有財産をもって国家がおこなうべき賠償に充てたのなら、それを認めた国家は補償するべきではないのかという問いである。講和条約を締結した国に存在する民間個人の在外財産は全在外財産の5%程度にすぎなかったとされるが、ここでの合意がその後の外交関係にも大きな影響を与えることからくり返し議論となった。日本の場合は、イタリアと異なり、講和条約によって賠償にあてられた在外財産を国が補償する規定が含まれていないため、諸外国の例も含めて詳細に論じられた。

補足しておくべき重要な時代背景として、ちょうどこのころ、在外財産の国家補償を求めるカナダ移民による訴訟が進行中だったことがある。この移民は、交換船で帰国する際にカナダ当局に財産を接収され、それがそのまま賠償として没収された件について、憲法29条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」に基づいて日本政府に損害賠償を求めた。賠償に私有財産があてられたのは、公共のために用いられたということであり正当な補償が必要、という主張である。一審で訴えは退けられたものの、上告されていた。そして、審議会でも議論が続くなか、国の補償責任を認定する東京高裁判決が出された。それによって、審議会の議論でも、最高裁で国に補償が求められる可能性を意識せざるをえなくなっていた。

官僚経験者は、総じて国の法的責任を認めない立場から立論した。外国には日本国憲法が及ばず、そ

もそも収容したのは外国政府であるという主張が骨子となる。外国人の財産をどのように扱うかは、全面的に当該財産が所在する国の政府に委ねられると論じる論調は、同じ時代に在日外国人を「煮て食おうと焼いて食おうと自由」と述べた入国管理関係者の外国人観と表裏のものといえよう。

また、審議会での議論では、国内の戦災者の救済がなされていないことをもって、引揚者への措置を均衡を欠くとして避ける傾向が強かった。引揚者への措置が決定したのちも、どうすればこれを一般戦災者に波及させないか、警戒する声相次いでいる。これに対して、引揚者代表は戦災者と引揚者の相違を主張し、戦争犠牲者としての認識の「切断」が進んだ。この当時は、後に全国各地に広がる、空襲を記録し補償を求める運動も、まだなかった。戦災者全体への補償は財政的負担を理由に、当時の言説では度外視されていた。

最終的に審議会では、国には引揚者の在外財産を補償する法的義務はないが、政治的に解決する必要があるという答申が作成され、法制化がすすめられた。法制化によって特別交付金の支給が実施されるが、予算では349万人に対して1925億円の支給が見込まれていた。韓国への経済協力金はよく知られているとおり、無償3億・有償2億ドルで、この合計5億ドルという金額は日韓関係史でしばしば参照される数値である。1ドル360円で計算すれば、引揚者に措置する予算として見込まれていたのは、韓国への「協力金」を上回る規模だったことがわかる。

2 「生活権」と「戦争被害受忍論」の登場

ここで注目したいのは、そもそもこの大きな支出を可能にした名分である。冒頭に述べたように、それが引揚者の在外財産に紐づく「生活」であった。

国会での討論には、答申本文には明記されていない興味深い言葉がみられる。それが「生活権」である。引揚者に対してのみ措置するのであれば、その犠牲が他とは違うという、特異性が立証されなければならない。そこでは、引揚者の失った財産とは、「単なる財産ではなく、特別な意味と価値とを持った財産の喪失」であるとされた。この特別さは、たとえば国会のある場面で次のように説明された。

「引き揚げ者は、終戦に伴い、長年住みなれた社会の中で居住すること自体が許されなくなったことにより、通常の財産のほかにそれらの物の上に成り立ち、また、それらのものがそこから生まれ出る資本でもあったところの人間関係、生活利益等、生活を営む上で、最も基本となるささえまでも一切失ったという点において他と異なる特異な実情にあることに顧み、このような単なる財産ではなく、特別な意味と価値とを持った財産の喪失に対し、国が特別の政策的措置として引き揚げ者に交付金を支給し、これに報いることこそは、在外財産問題の中に残された最後の課題を解決するゆえんであるといたしているのであります」。

在外財産そのものに対して補償せず、物の上になりたつ「生活」に対して措置するという方法がこの時に採用された。こうして、滞在期間等による基準を定めて、大小さまざまな財産を持っていた引揚者に対する措置を一律化したのである。国会では政府と各政党との間で法案をめぐる議論がなされ、社会党の議員から措置する明確な根拠について追及を受けた際、答弁に立った臨時在外財産問題調査室の室長は、「生活権的なもの」があったと答弁している。

ここで出てくる疑問は、このときなぜ、財産の上になりたつ「生活権」という概念が出てくるのかである。ここで報告者は、引揚者に措置するために、法律の領域における同時代の公用収用をめぐる議論が流用されていったとみることができると考えている。

戦前から、生活権という言葉自体は社会運動のなかで用いられてきた。戦後になるとさらに広範に使われるようになった。その後、1950年代には、生活全盛とでもいおうか、生活記録・生活綴方に新生活運動なども含めれば、政治的立場を問わず、幅広い「生活」への意識の高まりがみられる。1960年代に入ると、さらに公害問題や消費者問題と結びつきをみせる語彙として用いられるようになった。しかし、ここでいう生活権は、生存権に近い意味で用いられており、財産の性格を指す用法とは異なる。

第3次審議会における長い議論を通じて、生活権という議論はほとんど登場していない。他方、引揚者団体は同団体が全国の引揚者に対して実施した在

外私有財産実態調査の際に、引揚者たちに無体財産として生活権を申告するように、うながしていた。独自の用法である。その一方、引揚者たちに政治的措置をすることが事実上決まっていき、最終答申に向けて準備をはじめた官僚たちは、内部の幹事会において措置を正当化する根拠を可能な限りとりあげ、それによって生じる課題も数え上げている。官僚たちの論理で言えば、一度引揚者の生活状況に対して措置したものをくり返すことはありえないことであった。財産そのものに補償する可能性の一つとして、公用収用に準じるかたちで措置する案があったことがメモからわかる。この公用収用として処理する案は、すべての在外財産に同じ論理が当てはまらないことが問題とされた。

しかし、ここで検討された公用収用の一種として見立てるといふ論理が、「生活権的なもの」に対して措置する道につながったとみられる。この少し前、1962年の公共用地審議会において、土地収用補償の際の基準として、生活権の補償をするかどうか議論の対象になっていた。この公共用地審議会答申の新聞記事が在外財産問題関連の新聞記事スクラップ資料に含まれていることから、官僚たちが在外財産にかかわる業務上この議論を認知していたことがわかる。

この点が、在外財産に対する措置が実現するのが1960年代でなければならない理由である。戦後電源開発政策に伴う大規模ダム事業や、沿岸部の開発に対して各地の農民や漁民、そして自分の生を守ろうとするバラック居住者による運動・要求が累積してきた。公共性を名目に、土地や海、そしてささやかな暮らしを奪われることへの補償を求め、単なる土地や建物の市場価格だけでなく、そこに根差して生きる生活権という言葉がいくつもの場所で多彩な意味で用いられるようになり、補償の対象として部分的にそれを獲得していったのである。どれほど小さな財産に根差したものであれ、そこにある生活の価値は別であるという主張は、戦後民主主義のなかでその輪郭をはっきりさせていった。1950年代の松原下釜ダムをめぐる国会論争でも地域に生きた人が生活権を求めていることが言及されている。そこでは、人びとが集団移転を拒む理由として、敗戦後に集団

で入植させられた引揚者たち、つまり戦後開拓農民たちの困難な生活を目の当たりにしていたことが挙げられている。国策によってくり返し強いられてきた移動から直接・間接に学び取り、自らの暮らしの価値を主張することが積み重ねられてきた。

こうして、引揚者の在外財産に対する措置において、人びとによる「公共」と「私」の関係を捉え返す問いと行動の積み重ねが流用されたといえるのではないか。答申原案の作成過程そのものを示す資料を欠くなかで、か細い立証にすぎず、たぶんに見立ての性質を含んでいるが、このように提起したい。

そして、こう問題を捉える時、引揚者の生活権論が、戦前における植民地等を含む「外地」の評価として、「自然化」を伴っている点は見逃すことはできない。答申において、権利に関連する部分が引揚前の土地や生活をどのように描いているかを見てみよう。

その父祖から承継し或いは自らが開拓した土地の上に居を構え、そこで家族と共にあり、そこでの地域社会の為に自らの業務を分担し、そして、或いは更に、自らに支えられた生をそこで全うするというような人間として最も基本的な権利、権益、利益までも失ったということである。

ここで引揚者が生きた「外地」は国内にある人びとの「ふるさと」となんら選ぶところがなく、永続が当然視される土地、すなわち「国土」であるかのようである。しかし、実際には、帝国内の植民地、「外地」は法域を異にする特別な場所だったのであり、満洲国もまた「内地」とは根底的に異なる場だったはずである。植民地・勢力圏・占領地での「生活」を、自らが父祖から承継したとし、自然に持続するものとして位置づけたことの意味はこの時代に問い返されず、他方、「ふるさと」である国内で戦争犠牲をこうむった被災者は何らの補償もないまま放置されることになったのである。こうして引揚者らは交付金を受け取り、政治問題としての引揚者問題は終息にむかった。

しかしここでの統合は、外地の特殊性を否認し、植民地の自然化を伴うという意味で特定の想起の形式を伴うものであり、その意味で忘却だったといえ

る。1970年前後からの森崎和江ら植民地2世による表現の表出は、こうした忘却を伴う統合に抗するものだったとも捉えられるのではないだろうか。

マスメディアでも在外財産問題はある程度は取り上げられる話題であったが、その論調は総じて、財源の不安視と、困窮する引揚者に対してのみ福祉の枠組みで措置するべきであるという「社会保障論」の立場からが多く、戦争犠牲の意味、植民地支配の意味は問われなかった。

このころ、審議会にかかわった官僚たちは、引揚者の犠牲を措置する以上、空襲犠牲者など他の戦争犠牲への波及を予防することは不可能ではないのかと、半ばあきらめをみせている。それと関わりがあるのか、1967年には戦後処理の終結にかんして政府・自民党間の合意がなされ、そこで引揚者の在外財産への「措置をもって、あらゆる戦後処理に関する諸措置は一切終結したものとする」とされたようである。このうち、1980年代には抑留者問題などで戦後補償問題は再燃することになるが、1970年代を前後する十数年にわたって、野党や市民からの要求を退け政治課題化を抑え込む程度には機能した。

そして、法制化の翌1968年末に、カナダ訴訟に関する最高裁判決があり、そこでは引揚者の財産喪失の特別性は法的な意味で否定された。戦争犠牲者は全国民であるとして、引揚者を特別とみなすことさえ認めない判断が下された。国民の均質さをゆるぎない前提とみなす戦争被害受忍論が、その後の戦後補償関係訴訟において反復されてゆき、この枠組みこそが日本における戦後補償をめぐる焦点になっていく。引揚者の生活権をめぐる捻れた意味づけ自体を押し流してゆく、「問題」を想起する枠組みの定型化もまた、忘却というべきだろう。

結びにかえて

戦後日本が引揚というインパクトを受け止めたのは、家族など個人的関係による「自助」による部分が多い。行政が公的に提供しえた施設は限られている。そのうえで、本報告は、引揚者が従来指摘されてきたような自力の復興を遂げる過程とあわせ、高度成長期の発展と困窮の広がりの中で引揚者専用の収容施設が景観から消失していく面を、想起の

手がかりが失われていく忘却の過程と捉えた。

高度成長に伴う豊かさの実現と新たな貧しさとが戦争の痕跡を見えにくくするのと並行し、国は戦後処理をすすめた。引揚者の在外財産請求は当時大きな問題となったが、その解決方法は容易ではなかった。措置は不可避となった際に応用されたのが、その時まで各地で国家と住民との間で収用をめぐる争われるなかで積み重ねられてきた生活権にかかわる考え方であったと本稿ではみている。この意味で、各地で開発に抗してとりくまれた闘争がなければ引揚者の在外財産に対する政治的措置も困難だったのではないか。一方で、引揚前の生活を自然化し「国土」そのものとして描いた答申の論理は、帝国の抱えた異質性を完全に無視して均質な国民国家の一部として描く、独特の想起に依拠したものであった。その後、戦争被害受忍論によって、政治的にも法的にも、「外地」の意味は多重に忘却されたといえるだろう。これらの過程が積み重なる1960年代後半は、大きな画期であった。

日本の歴史研究がこの列島の地域の歴史をどれほど詳細に明らかにし、その意味を豊かにしているか。その歴史は、もちろんさまざまな構造化された権力関係を内包するが、植民地の生活とは異なる。地域について学ぶことが、「帝国」の過去の問題と、どのような意味で関わりあうのかを、本稿では一つの試論として示した。「均質さ」は国民国家の擬制や理念というだけでなく、戦後日本にあっては固有の経験としての戦争犠牲や植民地経験などを否定する、強制された現実でもあった。差異を含むまとまりをうちに孕む「国民」の再叙述と、「他者」との共生にいかに関想できるかが課題であろう。包摂の実現への貢献は、歴史研究が果たすことのできる役割の重要な一つである。